

令和 6 年 度

呉市内部統制評価報告書審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 2 2 8 号

令和7年8月19日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

小 田 晃士朗

令和6年度呉市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度呉市内部統制
評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の実施内容	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査意見	2

令和 6 年度呉市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法第150条第 5 項の規定による内部統制評価報告書の審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度呉市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第 3 審査の期間

令和 7 年 6 月 11 日から 8 月 1 日まで

第 4 審査の着眼点

市長が作成した評価報告書について、当該評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査した。

第 5 審査の実施内容

審査に付された令和 6 年度（以下「当年度」という。）評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省〔令和 6 年 3 月改定〕）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料等を調査したほか、必要に応じて関係者から説明を聴取する、他の監査等において得られた知見を利用するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して審査した。

第 6 審査の結果

評価報告書について、第 1 から第 5 まで記載のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

なお、評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があり、内部統制は有効に運用されていなかった。

第7 審査意見

1 業務遂行プロセスに係るリスクの取扱い

本市においては、リスク対応策一覧を整備し、この一覧に挙げたリスクについては対応策を講じることとしているが、現在は、主に各部局で発生した事務処理誤りを列記したものとなっている。

しかし、総務省のガイドラインで挙げられているように、業務上のリスクには、事務の引継ぎが十分にされていない、業務の進捗状況を管理していないなど、業務遂行プロセスに係るリスクも存在している。

当該リスクは、本市のリスク対応策一覧に挙げられていないが、全ての業務を遂行する上で共通して存在するものであり、業務を効率的かつ効果的に遂行する上で重要な部分であると考ええる。

したがって、これらのリスクについても、リスク対応策一覧に盛り込むなど、対応策を講じるべきリスクとして取り扱うよう検討されたい。

2 取組方針に基づく取組内容の推進

令和6年12月に策定した「適正な業務の確保に向けた取組方針」において6項目の取組方針（「適正な業務に向けた意識の徹底」等）を掲げ、それぞれの取組内容を示した上で、担当課がどのような取組を行うか定め、行政改革デジタル推進第2課がその進捗状況を管理している。具体的には、スキルアップ研修の内容を見直したり、新規採用職員の積極的な参加を所属長に依頼するなど、着実に取組を進めている。

ついでには、引き続き、これらの取組を着実に進めていき、職員の内部統制に対する更なる意識の向上や組織的なチェック体制・サポート体制の強化等を図られたい。

また、内部統制の目的の一つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」を達成するため、引き続きBPR（業務改革）の推進を図り、職員が早期に「安心して働きやすい職場環境」を実感できるよう、不断の取組を進められたい。